

松阪市 循環型社会形成推進地域計画(第2期)

松 阪 市

平成 23 年 12 月 14 日
(変更)平成 24 年 12 月 26 日
(変更)平成 25 年 4 月 1 日
(変更)平成 26 年 2 月 6 日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
3	施策の内容	6
4	計画のフォローアップと事後評価	15
	添付資料－1 トレンドグラフ	16
	添付資料－2 現有施設一覧	18
	添付資料－3 対象地域図	19
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	20
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	21
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	22
参考資料様式 1	施設概要（リサイクル施設系）	23
参考資料様式 1	施設概要（リサイクル施設系）	24
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	25
参考資料様式 6	計画支援概要	26

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	松阪市
面積	623.77 km ²
人口	170,376 人（平成 23 年 4 月 1 日現在）

(2) 計画期間

従前の計画が平成 24 年 3 月 31 日で計画期間を満了することから、本計画（第 2 期）は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

松阪市（以下、「本市」という。）は、平成 17 年 1 月に 1 市 4 町（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町、旧飯南町及び旧飯高町）が合併し誕生した。

合併による行政区域の広域化に伴い、ごみ処理についても広域化を図る必要があることから、ごみ処理体系の一元化の実現に向けて、これまで市外で処理していた嬉野・三雲管内の燃えないごみ及び資源物について、図 1 に示すとおり、平成 19 年度から市内の施設で受入れを開始している。一方、嬉野・三雲管内の燃えるごみについては、津市の「クリーンセンターおおたか」、飯南・飯高管内の燃えるごみ及び不燃・粗大、資源物については、香肌奥伊勢資源化広域連合の「香肌奥伊勢資源化プラザ」において処理している。

このように一部の管内では、依然として旧市町のごみ処理体系を継続し、市外の施設で処理していることから、今後は図 2 に示すとおり、ごみ処理体系の一元化による広域化を図り、合理的、かつ経済的なごみ処理体系を構築する必要がある。

また、本市現存ごみ処理施設（焼却・破砕）が竣工から 27 年以上が経過しており、循環型社会の形成推進に即した施設更新が必要となっている。

このことから、平成 26 年度末までに熱回収施設（高効率ごみ発電施設）及びリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）を整備するとともに、平成 27 年度から全管内の集約処理に向けて、ごみ処理体系の一元化を目指すこととする。

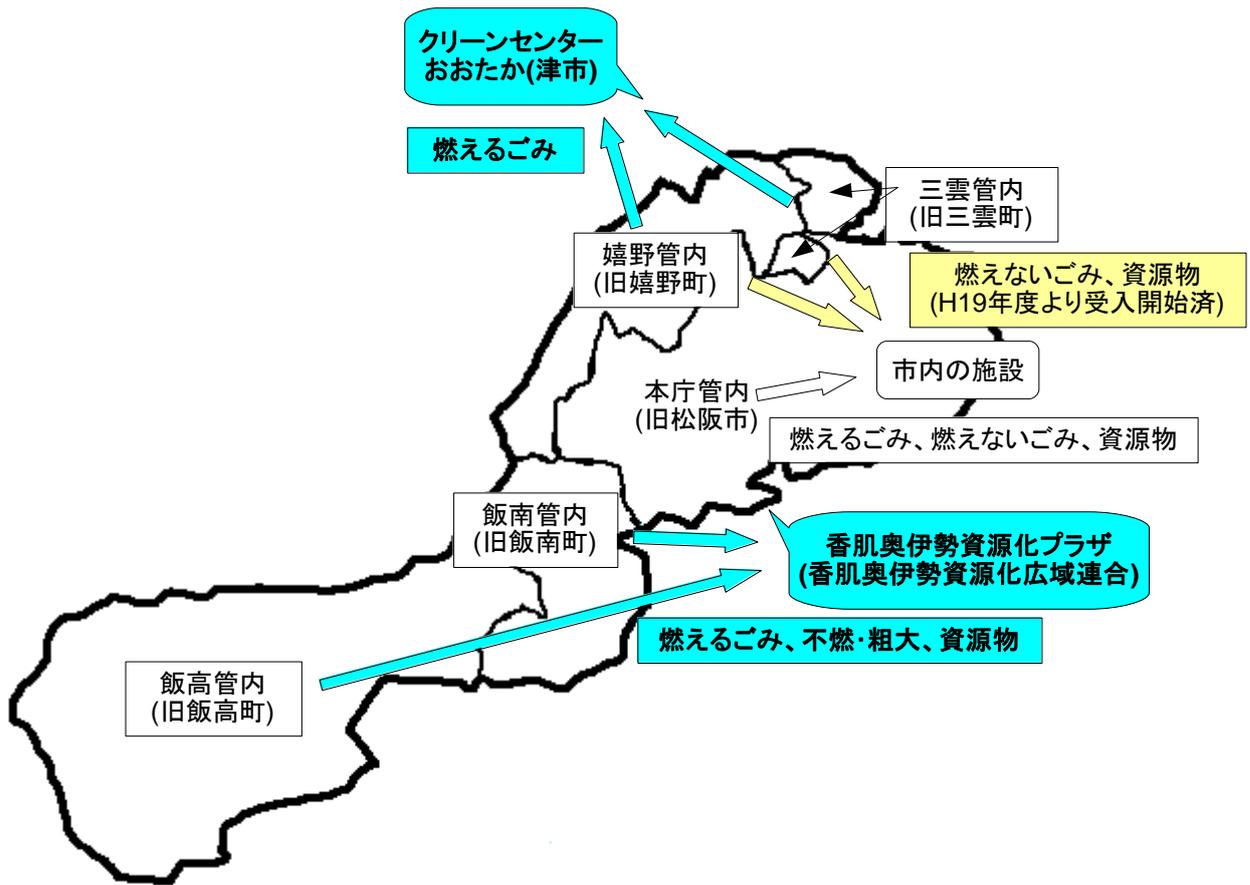


図 1 現状のごみ処理体系(平成 22 年度)

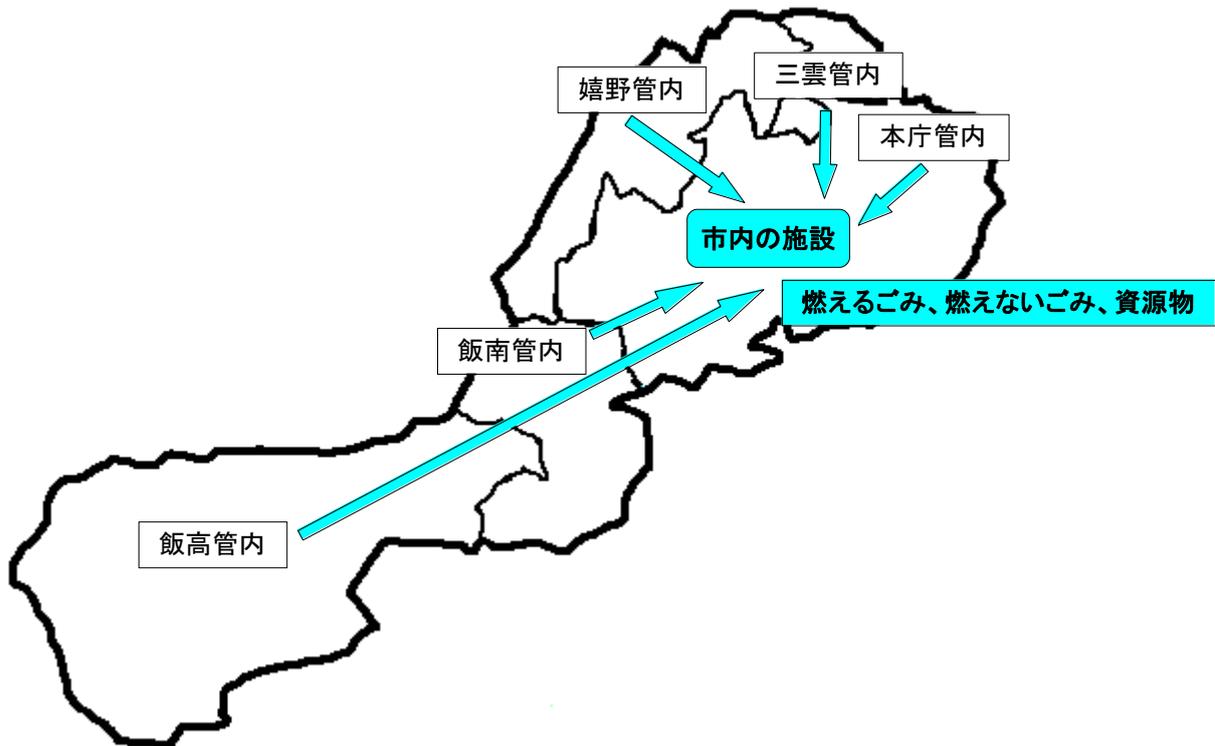


図 2 将来のごみ処理体系(平成 27 年度以降)

本市の一部の地域では、各家庭から排出される生ごみの堆肥化事業を行っており、製造された堆肥は地元農家で使用され有機野菜として販売されている。このような地産地消型の有機資源の循環システムを継続・拡大し、他の地域においても積極的に推進する。

家庭系ごみは、人口の減少に伴いその排出量は減少傾向にあり、一人一日排出量も減少傾向である。また、事業系ごみの排出量も若干減少傾向である。

家庭系ごみと事業系ごみの合計排出量は、減少傾向を示しており、この傾向を持続するため、一層の排出抑制及び再生利用の推進を図る。

また、平成 22 年度のリサイクル率（集団回収を含む）は 17.8%であり、資源の有効利用を図るとともに、資源物の回収量増加のための啓発活動や民間委託による焼却残渣の資源化などの各種施策を推進していく。

以上のことから、本市では、行政、市民及び事業者の三者が一体となり、廃棄物の適正処理を推進し、ごみの排出抑制とリサイクルを主とした資源循環型社会の形成を目指すものとする。

(4) 広域化の検討状況

本市は平成 17 年 1 月に 1 市 4 町が合併し誕生していることから、既に広域化を図っているところである。今回整備を予定している熱回収施設（高効率ごみ発電施設）及びリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）は、本市におけるごみ処理体系の一元化を目的としたものであり、本市単独での施設整備を計画するが、実質的には、広域化を図るための施設整備となっている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

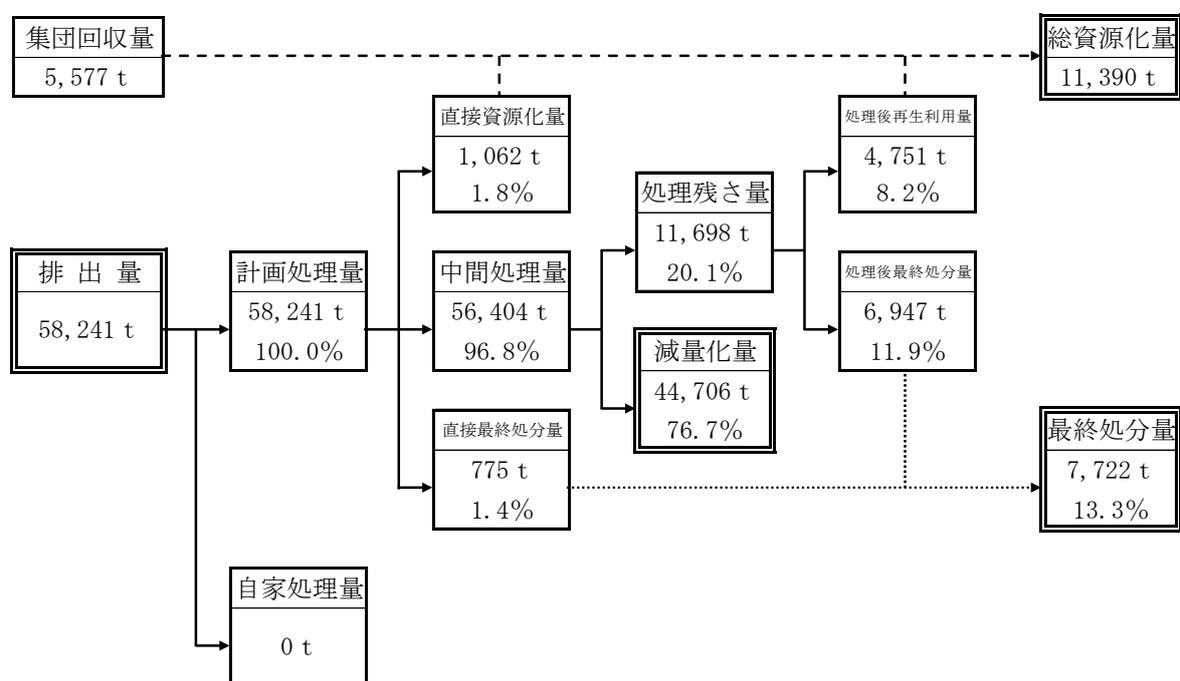
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 3 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 63,818 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 11,390 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 17.8％である。

中間処理による減量化量は 44,706 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 76.7％が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 13.3％に当たる 7,722 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 49,928 トンである。



(注) RDF及びスラグは資源化量とした。

図 3 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 22 年度)

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

また、目標達成時(平成 31 年度)における一般廃棄物の排出、処理状況は図 4 のとおりである。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (平成22年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (平成31年度)
排 出 量	事業系 総排出量	16,153 トン	15,934 トン (-1.4%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.7 トン/事業所	1.7 トン/事業所 (0.0%)
	家庭系 総排出量	42,088 トン	36,475 トン (-13.3%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	236 kg/人	191 kg/人 (-19.1%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	58,241 トン	52,409 トン (-10.0%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	1,062 トン (1.8%)	1,801 トン (3.4%)
	総資源化量	11,390 トン (19.6%)	20,877 トン (39.8%)
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	—	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量	44,706 トン (76.7%)	38,973 トン (74.4%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	7,722 トン (13.3%)	3,761 トン (7.2%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) / (人口)

《指標の定義》

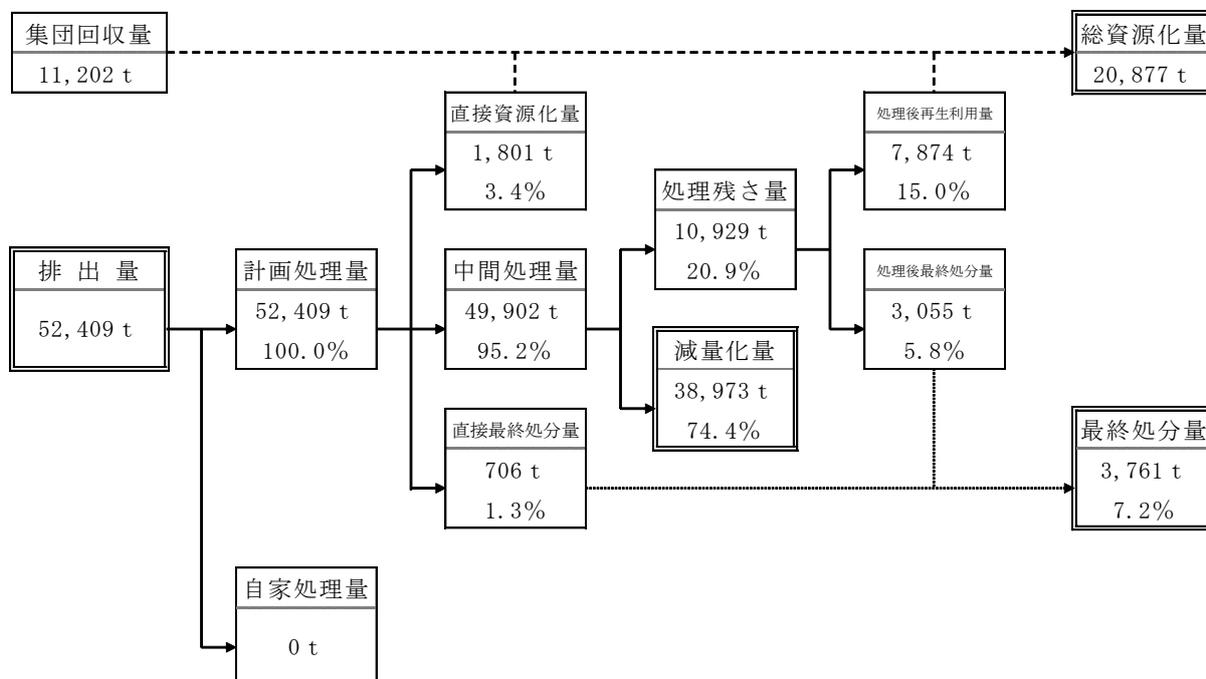
排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]



※割合は、小数点第2位を四捨五入による端数処理のため、矢印の前後で一致しません。

図 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成 31 年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

家庭系ごみの排出抑制・再生利用の推進を図り、費用負担の公平性確保のための経済的手法として、家庭ごみの有料化について「一般廃棄物処理有料化の手引き 平成19年6月（環境省 廃棄物対策課）」や先進地の事例を参考に、その効果や課題・問題点等について調査を行うことも必要である。

イ 環境教育

以下の取り組みにより、市民のごみ問題に対する意識と行動の改革を図る。

a パンフレットの作成

小学生を対象に社会科の教材として、ごみ処理に関するパンフレットを作成し、ごみ処理の流れや自分たちでできるごみの減量化方法についての例を示すとともに、小学生の時からごみに対する意識を高める。

b 環境教育・環境学習の推進

幼稚園、小中学校単位で環境保全における目標を立て、目標に対する取組を行う学校エコチャレンジ事業、学校環境デー事業に継続して取り組むとともに、省エネルギーやごみの問題など身近な環境問題に対して子どもたちが関心をもち、自ら進んで環境にやさしい活動ができるよう学校（園）における環境教育・環境学習の充実に努める。

また、生涯学習の一環として、公民館講座等における環境学習等の場を提供しており、今後も継続してその充実化を図る。

ウ 広報啓発

広く市民・事業者に対して、以下の方策によりごみの排出抑制・減量化について啓発していく。

a 3R推進啓発施設の活用

平成23年度に第一清掃工場内に竣工した松阪市リサイクルセンターを活用し、3R推進のための展示などを通じて啓発活動を行う。

b ごみガイドブックの更新

ごみ処理体系の一元化の実現に向け、分別区分の変更点等をわかりやすくするため、ごみの分別区分を示したガイドブック等を適切な時期に更新する。

c 広報ツールの検討

庁舎をはじめとする公共施設等の掲示板の活用、自治会掲示板や回覧板の活用、各種刊行物（広報誌、チラシ等）の配布、インターネットによるごみ関連ホーム

ページの利用などの広報・啓発活動について、若い世代が多い都市部や高齢者が多い山間農村地域に応じた手法を検討し、普及啓発を推進していく。

d 各種イベントへの参加・3Rに関する支援

市が主催する「氏郷まつり」等のイベントへの積極的な参加し、ごみの排出抑制の大切さや簡単な再利用の方法などを直接市民に対しPRする。また、イベントごみの減量化に取り組むためのマニュアルを作成するとともに、協力頂ける市民団体等への支援を実施する。

エ 再使用の推進

a 推進方策の検討

家庭で使わなくなった日用品の有効利用を進め、再使用に対する住民意識を向上させるために、中古品のリサイクルショップへの売却やフリーマーケットの開催支援、HP等によるリサイクル情報の発信など、再使用を促す推進方策について検討する。

b リユース容器の使用推進

市主催のイベント等で使用する紙コップや紙皿等の使い捨て容器をリユース可能な容器に転換していく。

オ ごみ減量活動への支援

a 生ごみの減量化

本市では生ごみ堆肥化容器の補助事業に加え、一部の活動団体や地域で生ごみから堆肥を作り、その堆肥を農家等に還元し安全な野菜作りを行っている。今後もこのような取組みを継続し、現在行われていない地域においても同様な取組みを推進していく。また、取組みの進捗状況をみて堆肥化施設の設置を検討していく。

b 地域資源回収（集団回収）の活性化

現在、資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、市全域を対象として地域資源回収に対し補助金を交付している。また、平成23年度より紙類を対象とした加算補助金施策を実施したところであり、今後も集団回収活動をより一層促進させるために回収活動団体へ協力を呼びかけていくとともに、回収量の多い団体の表彰など褒賞制度の創設等を検討する。

カ レジ袋の削減・マイバック運動

行政、市民、市民団体、事業者の協働によるマイバック持参運動や広報、ケーブルテレビの行政チャンネルを用いた市民への啓発活動を継続する。

容器包装リサイクル法の改正に伴い、大規模事業者には発生抑制の取組み状況について定期報告が義務づけられることとなったが、容器包装リサイクル法の対象となら

ない中小のスーパーや商店に対しても、レジ袋削減や平成 20 年度から実施しているマイバック運動への取組みを推進するよう啓発を行う。

キ 水切り運動

生ごみ中の約 70%は水分であり、簡単な水切りの方法をパンフレット等で PR し、生ごみ中の水分量を削減する。また、水切り運動に協力して頂ける市民及び市民団体を増やすため、水切り用具のモニター制度等の導入を検討する。

ク 紙類のリサイクル推進

リサイクル可能なシュレッダー紙や通常は資源回収がされていない紙ごみについて、リサイクル業者の紹介等リサイクルを推進するための方策を検討する。

ケ 事業系ごみ処理料金の適正化

本市では、周辺市町との格差是正及びごみ減量化等を目的として、平成 21 年 8 月に事業系一般廃棄物の処理料金を変更している。

今後も周辺市町や県内外の動向を把握し、料金格差が顕著になった場合等、必要に応じて料金改定を実施するものとする。

コ 事業系ごみに係る先進事例等の把握・検討

事業系一般廃棄物の減量、処理に関する先進事例やエコフィールド等の資源循環利用に関する知見・補助制度活用事例等に関する情報収集に努めるものとする。

サ 事業系ごみ搬入時の内容物確認

市外で発生したごみの搬入防止、排出ルールの徹底等を目的とし、搬入時の内容物確認を実施する。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりである。

a 可燃ごみ

可燃ごみ処理の現状は、本庁管内（旧松阪市）が「第二清掃工場」、嬉野管内（旧嬉野町）及び三雲管内（旧三雲町）が津市の「クリーンセンターおおたか」で焼却処理している。「第二清掃工場」から発生する焼却灰は、本市の「松阪市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しており、「クリーンセンターおおたか」で発生する焼却灰については、民間へ処理委託され、資源化されている。

また、飯南管内（旧飯南町）及び飯高管内（旧飯高町）では、香肌奥伊勢資源化広域連合の「香肌奥伊勢資源化プラザ」で RDF 化し、三重県ごみ固形燃料発電所で燃料として利用されている。なお、RDF 不適物については、「香肌奥伊勢エコ・ランド」で埋立処分している。

将来については、本市全域を対象としたごみ処理体系の一元化を実現するための新たな熱回収施設（高効率ごみ発電施設）を平成 26 年度末までに整備することから、平成 27 年度から全管内の集約処理開始を目指すものとする。

なお、新たに整備する熱回収施設（高効率ごみ発電施設）では、熱エネルギーの有効利用（高効率発電）を行うとともに、民間委託による焼却残渣の資源化について調査研究を図る。また、施設整備にあたっては、環境省における施設の長寿命化に関する方針に基づき、施設の長寿命化について検討していく。

b 不燃ごみ

不燃ごみ処理の現状は、本庁管内及び嬉野管内、三雲管内は、「第一清掃工場」、飯南管内及び飯高管内は、香肌奥伊勢資源化広域連合の「香肌奥伊勢資源化プラザ」で処理している。また、家庭から排出される土砂やブロックなどは、埋立物として「松阪市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分している

将来については、本市全域を対象としたごみ処理体系の一元化を実現するための新たなリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）を平成 26 年度末までに整備することから、平成 27 年度から全管内の集約処理開始を目指すこととする。

なお、新たに整備するリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）では、破碎選別処理を行うことにより減容化・資源化を図るとともに、選別された不燃ごみ中の可燃物を熱回収施設で焼却することによって減量化を図っていく。

c 資源ごみ

資源ごみ処理の現状は、本庁管内及び嬉野管内は、「第一清掃工場」、三雲管内は「三雲リサイクルセンター」、飯南管内及び飯高管内は、香肌奥伊勢資源化

広域連合の「香肌奥伊勢資源化プラザ」で処理を行っている。ただし、資源物のうち、紙類及び布類については、各施設で一時保管、あるいは直接資源化業者へ引き渡している。

将来については、平成 27 年度から飯南管内、飯高管内も「第一清掃工場」において受入れを開始し、ごみ処理体系の一元化を目指すこととする。

表2 松阪市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分	処理方法	現 状 (平成22年度)		処理実績 (t)
		処理施設等		
		一 次 処 理	二 次 処 理	
燃えるごみ	焼却	第二清掃工場	(焼却残渣) 最終処分場	40,411
燃えないごみ	破砕選別	第一清掃工場	(可燃残渣) 焼却施設 (不燃残渣) 最終処分場 (有価物) 資源化	3,530
埋立物	埋立	松阪市一般廃棄物最終処分場	-	562
資源物	リサイクル	ペットボトル	第一清掃工場	122
		プラスチック容器・袋		226
		白色トレイ		10
		アルミ缶		18
		空びん		586
		新聞紙		234
		雑誌・雑紙		278
		ダンボール		135
		古着		96
		牛乳パック		3
燃えるごみ	焼却	津市クリーンセンターおおたか	(焼却残渣) 三重県廃棄物処理センター	4,263
燃えないごみ	破砕選別	第一清掃工場	(可燃残渣) 焼却施設 (有価物) 資源化 (不燃残渣) 最終処分場	347
乾電池	再資源化	委託	-	6
埋立物	埋立	松阪市一般廃棄物最終処分場	-	48
資源物	リサイクル	ペットボトル	第一清掃工場	33
		プラスチック容器・袋		97
		白色トレイ		3
		アルミ缶		9
		空びん		86
		新聞紙		16
		雑誌・雑紙		15
		ダンボール		6
		古着		22
		牛乳パック		1
燃えるごみ	焼却	津市クリーンセンターおおたか	(焼却残渣) 三重県廃棄物処理センター	4,183
燃えないごみ	破砕選別	第一清掃工場	(可燃残渣) 焼却施設 (有価物) 資源化 (不燃残渣) 最終処分場	111
埋立物	埋立	松阪市一般廃棄物最終処分場	-	5
資源物	リサイクル	ペットボトル	三葉リサイクルセンター	16
		プラスチック容器・袋		26
		白色トレイ		1
		アルミ缶		6
		スチール缶・粗大鉄		42
		空びん		57
		乾電池		3
		蛍光灯		1
		新聞紙		100
		雑誌・雑紙		71
ダンボール	41			
古着	20			
牛乳パック	2			
燃えるごみ	RDF化	香肌奥伊勢資源化プラザ	(RDF) 県発電所 (RDF残渣) 最終処分場	1,010
不燃・粗大	破砕選別	香肌奥伊勢資源化プラザ	(有価物) 資源化 (残渣) 最終処分場	98
乾電池	再資源化	委託	-	2
蛍光灯	再資源化	委託	-	2
埋立物	埋立	松阪市一般廃棄物最終処分場	-	140
資源物	リサイクル	ペットボトル	香肌奥伊勢資源化プラザ	9
		プラスチック容器・袋		0
		白色トレイ		0
		アルミ缶・スチール缶		11
		空びん		40
		新聞紙		1
		雑誌・雑紙		3
		ダンボール		2
		古着		0
		牛乳パック		0
燃えるごみ	RDF化	香肌奥伊勢資源化プラザ	(RDF) 県発電所 (RDF残渣) 最終処分場	857
不燃・粗大	破砕選別	香肌奥伊勢資源化プラザ	(有価物) 資源化 (残渣) 最終処分場	83
乾電池	再資源化	委託	-	2
蛍光灯	再資源化	委託	-	1
埋立物	埋立	松阪市一般廃棄物最終処分場	-	20
資源物	リサイクル	ペットボトル	香肌奥伊勢資源化プラザ	8
		プラスチック容器・袋		0
		白色トレイ		0
		アルミ缶・スチール缶		9
		空びん		34
		新聞紙		0
		雑誌・雑紙		2
		ダンボール		1
		古着		0
		牛乳パック		0

分別区分	処理方法	科 案 (平成27年度以降、処理実績欄は平成31年度の数値)		処理実績 (t)
		処理施設等		
		一 次 処 理	二 次 処 理	
燃えるごみ	焼却	新規熱回収施設 (高効率ごみ発電施設)	(焼却残渣) 資源化	42,127
燃えないごみ	破砕選別	新規リサイクルセンター (粗大ごみ処理施設)	(可燃残渣) 焼却施設 (有価物) 資源化 (不燃残渣) 最終処分場	5,153
粗大ごみ (スチール缶・粗大鉄を含む)	破砕選別	新規リサイクルセンター (粗大ごみ処理施設)	(可燃残渣) 焼却施設 (有価物) 資源化 (不燃残渣) 最終処分場	5,153
乾電池・蛍光灯	再資源化	委託	-	31
埋立物	埋立	松阪市一般廃棄物最終処分場	-	706
資源物	リサイクル	ペットボトル	第一清掃工場 (新規圧縮梱包設備を含む)	368
		プラスチック容器・袋		709
		白色トレイ		30
		アルミ缶		47
		空びん		1,437
		新聞紙		567
		雑誌・雑紙		620
		ダンボール		332
		古着		257
		牛乳パック		5

※ 三葉管内の排出原単位そのものは減量見込みであるものの、当該管内の行政区城内人口が増加見込みであることから、ごみ総排出量は増加見込みとなる。

※1 処理実績は、市収集分のみとした。
 ※2 網掛け部は、分別区分・処理体制の変更部を示す。
 ※3 平成27年度を目指して飯南・飯高管内のごみ処理体系を統合し、ごみ処理体系の一元化を完了させる予定である。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭ごみに準じて処理・処分を行う。

また、年間一定以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業場における事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画書を作成し、計画を実行するよう推進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、産業廃棄物の受け入れは行っておらず、今後も受け入れを行わず、事業者の責任において資源化・処理を行うよう指導する。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇環境教育を推進し、市民のごみ問題に対する意識と行動の改革を図る。
- ◇再使用に関する意識改革を行い、ごみ排出量の抑制に努める。
- ◇地域資源回収への助成事業を継続し、地域資源回収の活性化を図る。
- ◇水切り運動を行い可燃ごみ中の水分量を削減し、ごみ排出量の抑制に努める。
- ◇本市全域を対象とした可燃ごみの一括処理を行うために、平成 26 年度末までに熱回収施設（高効率ごみ発電施設）を整備し、高効率熱エネルギー回収（高効率発電）を行うとともに、民間委託による焼却残渣の資源化について、調査研究を図る。
- ◇本市全域を対象とした不燃ごみ（粗大ごみを含む）の一括処理を行うために、平成 26 年度末までにリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）を整備し、減容化・資源化を図る。
- ◇資源ごみは、市外の施設で処理している分を本市の処理施設へ受け入れ、継続して資源化を図る。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称) 松阪市 リサイクルセンター (粗大ごみ処理施設) 整備事業	26 t / 日	松阪市 桂瀬町地内	平成 24 年度 ～26 年度 (H23 年度からの 継続事業)
2	高効率ごみ発電施設	(仮称) 松阪市 熱回収施設 (高効率 ごみ発電施設) 整備事業	200 t / 日	松阪市 桂瀬町地内	平成 24 年度 ～26 年度 (H23 年度からの 継続事業)
3	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称) 松阪市 ストックヤード 整備事業	第二清掃工場解体 200 t / 日 ストックヤード 250 m ²	松阪市 桂瀬町地内	平成 27 年度 ～30 年度

(整備理由)

事業番号 1 : 現有施設の老朽化、市全域を対象とした処理の集約、有効利用の促進のため。

事業番号 2 : 現有施設の老朽化、市全域を対象とした処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進のため。

事業番号 3 : 収集運搬の効率化のため。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ストックヤード整備事業(事業番号3)に係るダイオキシン類調査	解体工事に係るダイオキシン類調査	平成 27 年度
32	ストックヤード整備事業(事業番号3)に係る焼却施設解体撤去工事発注仕様書作成	解体工事に係る解体撤去工事発注仕様書作成	平成 26 年度 ～27 年度
33	ストックヤード整備事業(事業番号3)に係る実施設計	ストックヤード実施設計	平成 29 年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

なお、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の「小型家電電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」において検討されている使用済み小型家電からのレアメタル回収に係る制度については、今後の動向を注視する。

イ 不法投棄対策

不法投棄を監視するためのパトロールを引き続き実施する。

また、広報や事業者向けのパンフレットで適正な処理について協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図って不法投棄の防止に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地震災害及び風水害等に伴い発生する災害廃棄物は、「松阪市地域防災計画」等に基づき、基本的に本市内の施設で処理することを原則とするが、被害の規模により市内での処理が困難な場合においては、三重県災害等廃棄物処理応援協定により他地域へ応援を要請する。

処理については、可能な限り、選別・破砕等により、再生利用、減量化を行った上で焼却処理し、焼却残渣を有効利用、不燃物を埋立処分する。

また、災害廃棄物処理計画の策定を検討する中で必要な対応策の策定を進める。

※1 次仮置場：公有地等

※焼却施設：第二清掃工場

※最終処分場：松阪市一般廃棄物最終処分場

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、三重県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

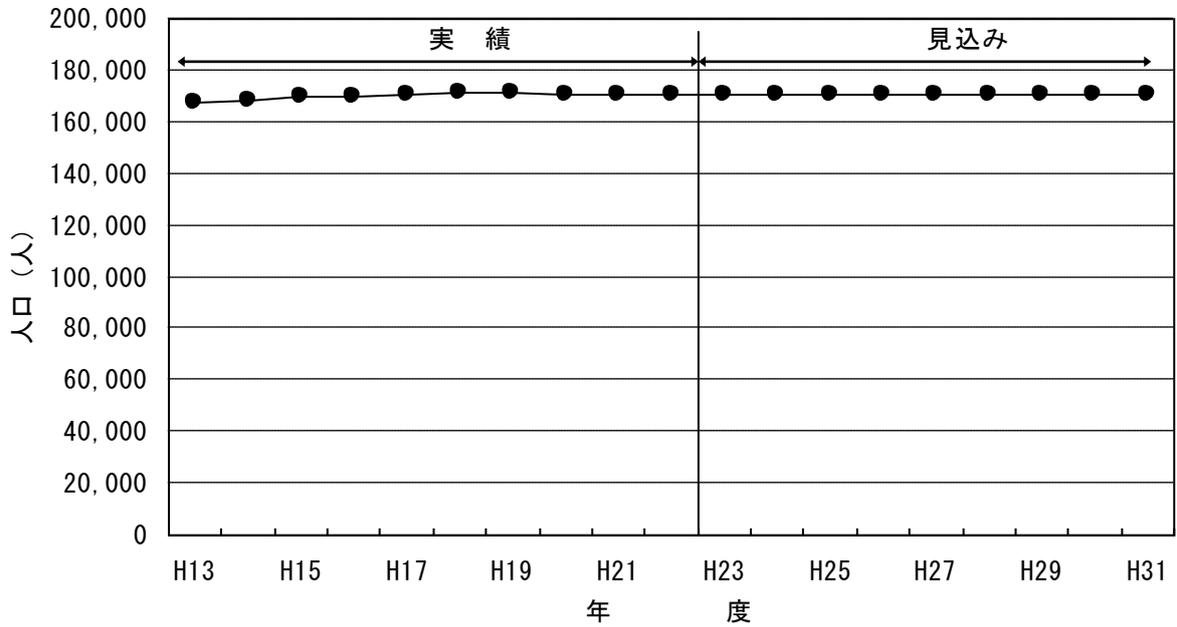


図5 人口の推移

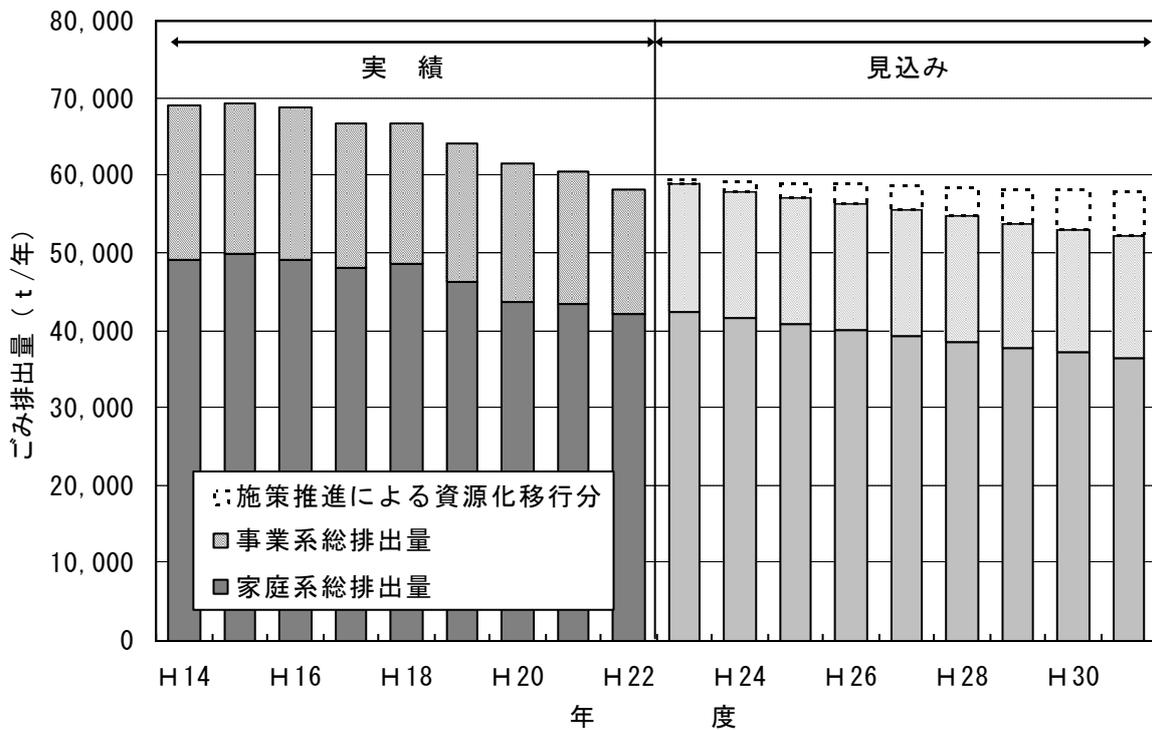


図6 ごみ量の推移

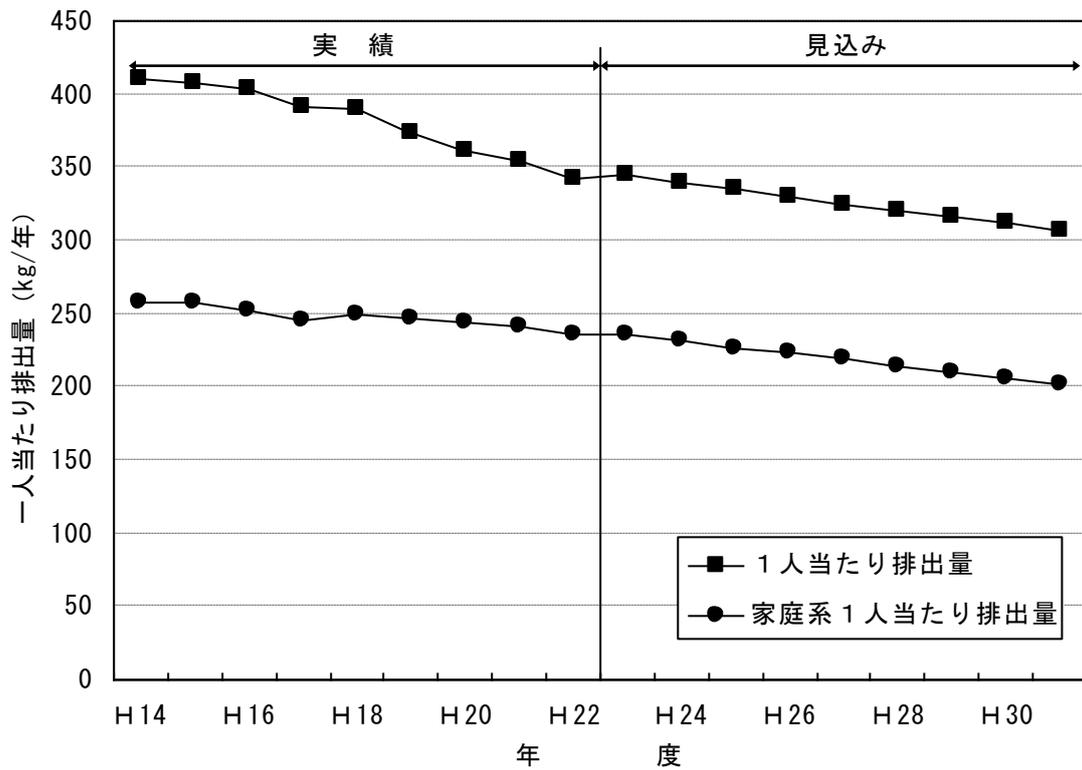


図7 一人当たり排出量の推移

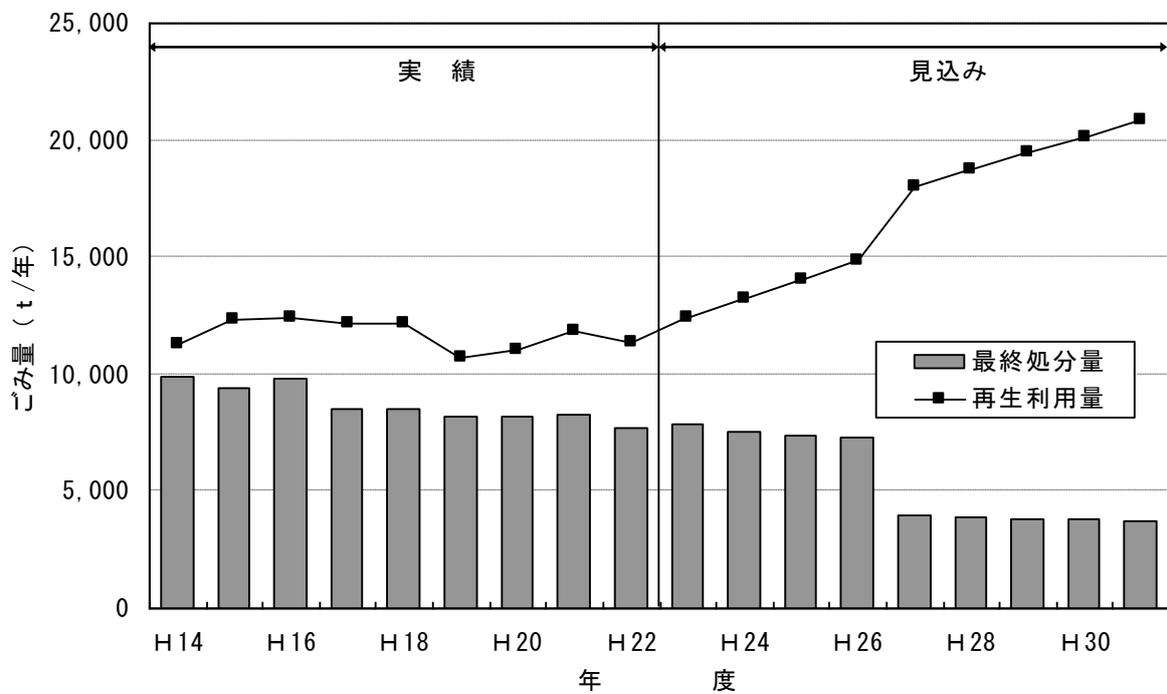


図8 再生利用量と最終処分量の推移

現 有 施 設 一 覧

(1) 松阪市

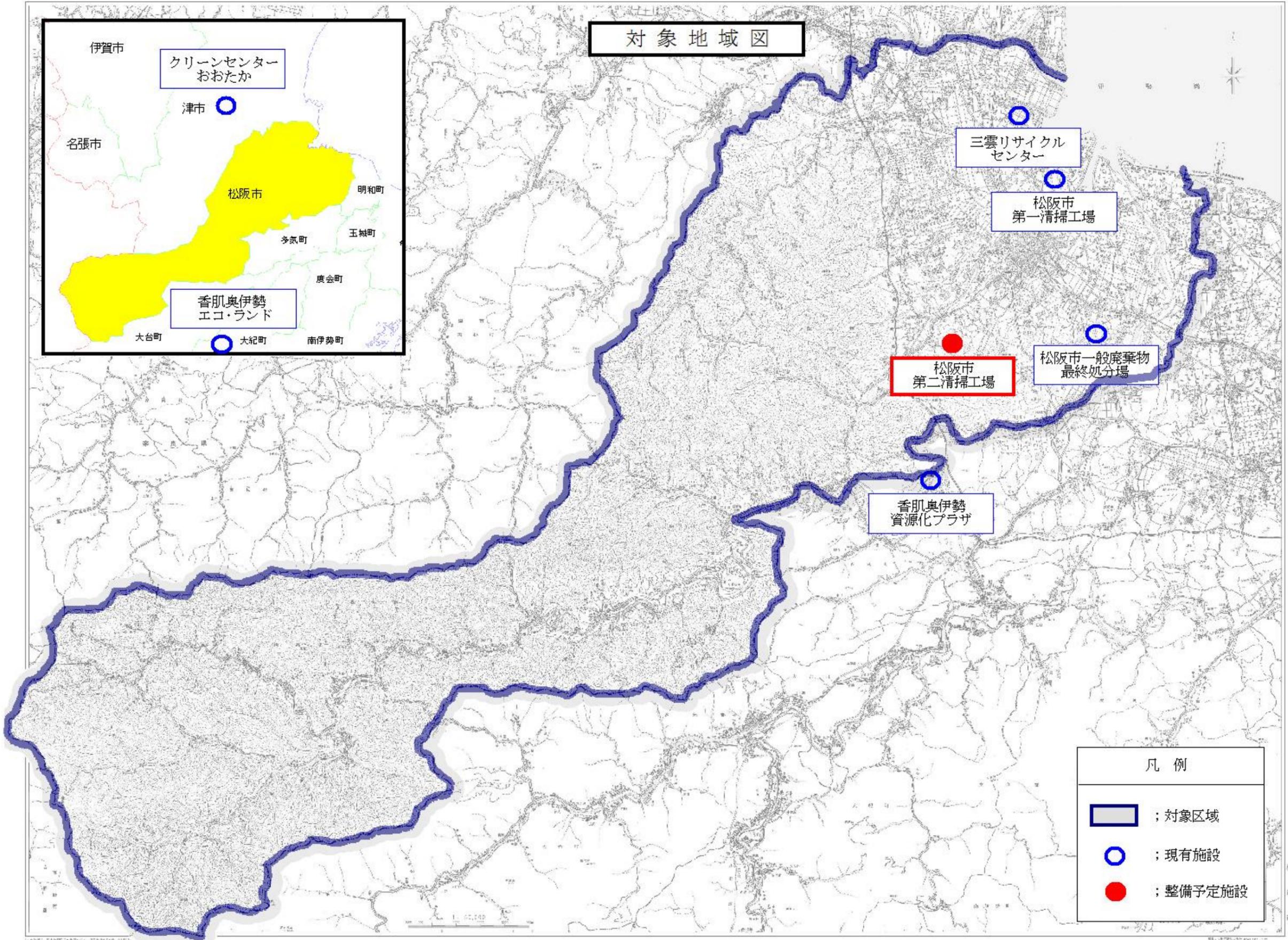
施 設 名	所 在 地	竣 工	対象地域	処理する廃棄物	施設規模	処理方式
松阪市第二清掃工場	松阪市桂瀬町774-1	S59.3	本庁管内 嬉野管内	可燃ごみ	200 t/日	ストーカ式
松阪市第一清掃工場	松阪市町平尾町351-2	S54.3	本庁管内 嬉野管内 三雲管内	不燃ごみ	50 t/日	破碎選別
		H10.8 H24.2	本庁管内 嬉野管内	資源ごみ	459m ² 4 t/日	ストックヤード 圧縮・梱包
		H11.10	三雲管内	資源ごみ	546m ² 4.6 t/日	ストックヤード 圧縮・梱包
松阪市一般廃棄物最終処分場	松阪市上川町985	H11.3	本庁管内 嬉野管内	焼却残渣 埋立物	219,000m ³	セル工法

(2) 津市

施 設 名	所 在 地	竣 工	対象地域	処理する廃棄物	施設規模	処理方式
津市クリーンセンターおおたか	津市森町2438-1	H11.3	嬉野管内 三雲管内	可燃ごみ	195 t/日	ストーカ式

(3) 香肌奥伊勢資源化広域連合

施 設 名	所 在 地	竣 工	対象地域	処理する廃棄物	施設規模	処理方式
香肌奥伊勢資源化プラザ	多気郡多気町丹生	H13.2	飯南管内 飯高管内	可燃ごみ	44 t/日	RDF施設
				資源ごみ	13 t/日	破碎選別・圧縮梱包
香肌奥伊勢エコ・ランド	度会郡大紀町大内山2571-6	H18.2	飯南管内 飯高管内	RDF不適物 リサイクル不適物 びん残渣	3,472m ³	セル&サンドイッチ工法



様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成24年度)

1 地域の概要	(1)地域名 松阪市	(2)地域内人口 170,376 人	(3)地域面積 623.77 km ²
	(4)構成市町村等名 松阪市	(5)地域の要件* (人口)面積) 沖繩 離島 奄美 豪雪 (山村)半島(過疎)その他	
	(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況		
	①組合を構成する市町村:		
	②設立(予定)年月日: 年 月 日 設立、認可予定		
	③設立されていない場合、今後の見通し:		

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成31年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	17,717	17,786	17,039	16,153	16,264	15,934	H22比-1.4%
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	
	家庭系 総排出量(トン)	48,622	46,408	43,842	43,467	42,088	39,212	H22比-13.3%
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	250	247	244	236	230	191	
	合計 排出量合計(トン)	66,791	64,125	61,628	60,506	58,241	52,409	H22比-10.0%
熱回収量	直接資源化量(トン)	4,654	3,100	1,132	1,039	1,062	1,163	2.1%
最終処分量	総資源化量(トン)	12,175	10,695	11,064	11,834	11,390	11,857	21.4%
	熱回収量(年間の発電力量 MWh)							
	中間処理による減量化量	48,108	47,279	47,258	45,922	44,706	42,271	76.2%
埋立最終処分量(トン)	8,517	8,182	8,236	8,286	7,722	7,063	3,761	7.2%

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-1)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設の種別	実施主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考	
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月		処理能力(単位)
マテリアルリサイクル推進施設	松阪市	破碎・選別	有	50 t/日	H27.3	老朽化	—	—	
	松阪市	—	—	—	新設	処理の集約、有効利用の促進	破碎・選別	H27.3	26 t/日
	松阪市	減容・選別	有	546 m ²	継続使用	—	—	—	
	松阪市	ストックヤード	有	459 m ²	継続使用	—	—	—	
	松阪市	—	—	—	新設	現有施設の能力不足 継続	リサイクルセンター	H24.1	4 t/日
	松阪市	—	—	—	新設	収集・運搬の効率化	ストックヤード	H30年度	250 m ²
熱回収施設 (高効率ごみ発電施設)	松阪市	連続運転式ストーカ	有	200 t/日	H27.3	老朽化	—	—	
	松阪市	—	—	—	新設	処理の集約、エネルギー回収、有効利用の促進	連続運転式ストーカ	H27.3	200 t/日
最終処分場	松阪市	セル工法	有	219,000 m ³	継続使用	—	—	—	

※計画区域内の施設の状況(現況)を地図上に示したものを添付した。(添付資料-3)

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
発生抑制再使用 の推進に関する もの	11	家庭系ごみの 有料化検討	事例調査の継続、経済性の検証、 制度導入に関する検討	松阪市	H24	H30		他都市事例の調査、効果検証、 料金徴収・関連導入施策等の課題検討							
	12	環境教育・環境 学習	環境教育・環境学習の充実(学 校エコチャレンジ事業、学校環 境デー事業など)	松阪市	H24	H30		事業実施							
	13	広報啓発活動	3R推進啓発施設の活用、ごみ ガイドブック等の更新、広報 ツールの検討、各種イベントへ の参加・3Rに関する支援、優 良事例紹介・表彰制度の検討	松阪市	H24	H30		普及啓発、事業実施							
	14	水切り運動	水切りの励行、パンフレット等 によるPR	松阪市	H24	H30		普及啓発、検討							
	15	もったいない運 動	レジ袋の削減・マイバック運 動、紙袋・包装紙の受取拒否、 リース等の利用	松阪市	H24	H30		普及啓発							
	16	再使用の推進	推進方策の検討、リユース容 器の使用推進、3R推進啓発施 設の活用	松阪市	H24	H30		普及啓発							
	17	生ごみの堆肥 化	生ごみ堆肥化容器無償貸与・ 生ごみ処理機の購入補助事業 の継続、堆肥の需要先の確保	松阪市	H24	H30		事業実施							
	18	資源物回収の 拡大	資源物の常設ステーションの 設置、資源物の日曜受付の拡 大、資源物回収拠点の設置、 容器包装プラスチックの収集回 数増	松阪市	H24	H30		事業実施							
	19	集団回収の活 性化	補助金交付事業の継続と検 証、褒章制度の創設、資源化 業者の紹介	松阪市	H24	H30		事業実施							
	20	紙類リサイクル 推進	紙類リサイクル推進のための 方策検討	松阪市	H24	H30		事業実施							
処理体制の構 築、変更に関する もの	21	ごみ処理体系 の一元化	市内全域の分別収集、中間処 理に係る体制の一元化	松阪市	H24	H27		事業実施							関連事業 1,2
	22	事業系一般廃 棄物の減量、 処理に関する 計画書の作成	一定以上の事業系一般廃棄 物を排出する事業者に対して、 事業系一般廃棄物の減量、処 理に関する計画を作成し、発生 抑制を図る	松阪市	H24	H30		事業者の計画作成							
処理施設の整備 に関するもの	1	粗大ごみ処理 施設整備	リサイクルセンター(粗大ごみ 処理施設)の整備	松阪市	H24 (継続)	H26	○	建設工事							関連事業 21
	2	熱回収施設整 備	熱回収施設(高効率ごみ発電 施設)整備	松阪市	H24 (継続)	H26	○	建設工事							関連事業 21
	3	ストックヤード 整備	現有施設の解体、ストックヤ ードの整備	松阪市	H27	H30	○	解体工事 ストックヤード 整備							
施設整備に係る 計画支援に関する もの	31		解体工事に係るダイオキシン 類調査	松阪市	H27	H27	○	調査							
	32	3の計画支援	解体工事に係る解体撤去工事 発注仕様書作成	松阪市	H26	H27	○	仕様書 作成							
	33		ストックヤード実施設計	松阪市	H29	H29	○	実施設計							
その他	41	廃家電リサイ クルに関する普 及啓発	家電リサイクル法及び資源有 効利用促進法に基づく処理の 普及啓発	松阪市	H24	H30		啓発普及							
	42	不法投棄対策	監視指導の強化、広報活動等 による不法投棄防止の啓発	松阪市	H24	H30		パトロールの強化							
	43	災害時の廃棄 物処理に関する 事項	災害廃棄物処理計画の策定、 地域内及び他地域との連携体 制の整備	松阪市	H24	H30		災害廃棄物処理計画の策定、体制整備							

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市
(2) 施設名称	リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）
(3) 工期	平成24年度～平成26年度 （平成23年度からの継続事業）
(4) 施設規模	処理能力 26 t/日
(5) 処理方式	破碎・選別
(6) 地域計画内の役割	市全域を対象とした処理の集約、有効利用の促進のため
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(8) 事業計画額 （交付基本額）	977,536 千円 （923,655 千円）

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市
(2) 施設名称	ストックヤード
(3) 工期	平成 27 年度 ～ 平成 30 年度
(4) 施設規模	250 m ²
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割	解体跡地の有効利用、収集運搬の効率化のため
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
(8) スtock対象物	資源物 (新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル、プラスチック容器・袋、白色トレイ、アルミ缶、空ビン)
(9) 事業計画額 (交付基本額)	574,000 千円 (468,000 千円)

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市
(2) 施設名称	熱回収施設(高効率ごみ発電施設)
(3) 工期	平成24年度～平成26年度 (平成23年度からの継続事業)
(4) 施設規模	処理能力 200 t/日
(5) 処理方式	連続運転式ストーカ
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 15.5%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 有(熱回収率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	市全域を対象とした処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進のため
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(9) 事業計画額 (交付基本額)	6, 241, 514 千円 (5, 151, 466 千円)

計 画 支 援 概 要

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市		
(2) 事業目的	ストックヤード整備のため		
(3) 事業名称	ストックヤード整備事業（事業番号3）に係るダイオキシン類調査	ストックヤード整備事業（事業番号3）に係る焼却施設解体撤去工事発注仕様書作成	ストックヤード整備事業（事業番号3）に係る実施設計
(4) 事業期間	平成27年度	平成26年度～27年度	平成29年度
(5) 事業概要	解体工事に係るダイオキシン類調査	解体工事に係る解体撤去工事発注仕様書作成	ストックヤード実施設計
(6) 事業計画額 （交付基本額）	10,000千円 （10,000千円）	8,000千円 （8,000千円）	7,000千円 （7,000千円）